厚生労働大臣 舛添要一様

肝炎治療特別促進事業について

厚生労働省は、平成20年度から都道府県が実施主体となる新たな肝炎対策事業の実施に向けた準備を進めている。

このような重要な施策、特に地方公共団体を実施主体とし、新たな巨額の財政 負担等を生じさせる施策を導入するにあたっては、施策の必要性や財源措置を含 め制度設計について当然あらかじめ地方公共団体の意見を聴き、これを十分に尊 重し、理解を得て進めるべきである。

全国知事会においても、昨年11月26日に大臣にその旨の申し入れ書を手渡 したところである。それにも関わらず、一方的に全都道府県に対し事業を開始さ せようとすることは極めて遺憾である。

ついては、今後このような新たな事業の設計、実施にあたっては地方と十分協 議の上進めることを約束されたい。

平成20年1月11日

全 国 知 事 会 会 長 麻 生 渡

全国知事会会長 麻生 渡 殿

厚生労働大臣 舛添 要一

全国知事会におかれましては、日頃から厚生労働行政にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、肝炎対策については、昨年11月7日に与党で「新しい肝炎総合対策の推進(肝炎治療7カ年計画)」がとりまとめられ、厚生労働省ではこれを受け、平成20年度予算案においてインターフェロン治療に係る医療費助成を計上したところです。

この件について、全国知事会より、当省が十分な事前の協議もなく一方的に 事業の開始準備を進めている等のご批判と共に、今後このような新たな事業の 設計、実施にあたっては地方と十分協議の上進めるべきとの申し入れをいただ いております。

私どもとしては、インターフェロン治療は、我が国最大の感染症であるB型・C型肝炎について、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能なものであり、まさに今、その推進を今後7カ年集中的に行うことにより、インターフェロン治療を必要とする地域の肝炎患者全てに、その治療を受ける機会が行きわたるものと考えております。

これから来年度の事業開始までの間においては、都道府県のご意見等を十分 踏まえた上で、円滑な実施に努めたいと考えておりますので、都道府県におか れては、この事業の趣旨をご理解の上、円滑な事業の開始に向けた準備などご 協力をお願いいたします。

また、今後こうした新たな事業の設計、実施にあたっては都道府県等とも十分に協議させていただきたいと考えておりますので、何卒引き続き厚生労働行政へのご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。